

鳥羽市監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年1月26日

鳥羽市監査委員 村 林 守
鳥羽市監査委員 奥 村 敦

記

定 期 監 査

1. 監査基準

地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第198条の4第1項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準（令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号）

2. 監査の種類

法第199条第4項の規定に基づく定期監査（鳥羽市監査基準第7条第1号）及び法第199条第2項の規定に基づく行政監査（鳥羽市監査基準第7条第2号）

3. 監査の対象

（1）対象事務

令和元年度中の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政全般

（2）実施期間及び対象部署

年 月 日	対 象 部 署
R2. 6. 25	水道課
R2. 6. 30	消防本部・署、環境課
R2. 7. 3	監査委員事務局、観光課、建設課
R2. 7. 9	健康福祉課（社会福祉事務所）
R2. 7. 15	教育委員会事務局
R2. 7. 20	定期船課、農水商工課（農業委員会）、市民課
R2. 7. 27	会計課、議会事務局、税務課

R2. 7. 30	総務課（公平委員会）、選挙管理委員会
R2. 8. 4	企画財政課
R2. 10. 6	休日診療所、鏡浦診療所、鏡浦連絡所
R2. 10. 14	長岡連絡所、加茂連絡所

4. 監査の着眼点

令和元年度中の各課等における事業管理、庶務・人事管理、財務・会計管理、財産・物品管理が適正に行われているかを主眼とした。

5. 監査の実施内容

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査に必要な調書の提出を求め、予備審査を行い、関係諸帳簿、書類等を抽出確認するとともに、事務事業の執行状況や疑義等のある事項について関係職員の説明を受けた。

6. 監査の結果

財務監査結果

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった令和元年度中の各課等における事業管理、庶務・人事管理、財務・会計管理、財産・物品管理は、一部の事務について適正を欠く事務が見られたものの、総体としては法令に適合し、概ね適正に処理されているものと認められた。

監査結果として報告すべき指摘事項、所見の件数は次のとおりである。

課 等 名	指摘事項	所 見		
	是正・改善事項	注 意 事 項	検 討 事 項	努 力 ・ 要 望 事 項
水 道 課	1	7		
消 防 本 部 ・ 署				2
環 境 課		3	2	
監 査 委 員 事 務 局				1
観 光 課		2	2	
建 設 課				1
健康福祉課(社会福祉事務所)	5	5	3	3
健 康 福 祉 課 (診 療 所)				
農水商工課(農業委員会)		4	2	
市 民 課		1	1	
市 民 課 (連 絡 所)				
会 計 課				2
議 会 事 務 局				1
税 務 課		1		

定 期 船 課		2	1	1
教育委員会事務局(総務)		2	2	
教育委員会事務局(学校教育)		12		
教育委員会事務局(生涯学習)		3	3	
総務課(公平委員会)		1		
選挙管理委員会				
企画財政課			1	
計	6	43	17	11

監査における是正又は改善が必要である事項は次のとおりであり、是正又は改善が必要と認められた課においては、速やかに適切な措置を講じられたい。また、講じた措置については、監査の報告等に係る事務取扱基準第4条第3項に基づき、監査報告日から6月以内に報告されたい。

[是正又は改善が必要であると認められる事項]

水 道 課

(1) 業務委託について

相差浄化センター汚泥収集運搬業務委託において、完成報告書の請負代金額が業務委託料の単価のみで総額の記載がされていなかった。

契約では、委託金額は契約時に確定しないため、単価で契約しており、業務が完成した時点で委託金額を確定させるとなっている。契約に基づき、完成時には委託金額を確定するよう適正に行われたい。

健 康 福 祉 課

(1) 工事請負契約事務の適正化について

- ① あおぞら保育所天井排水配管工事において、入札参加資格者名簿に登録のない者から見積書を徴していた。

鳥羽市契約規則第21条第3項に基づき、適正な事務処理となるよう改善されたい。

- ② 船津保育所動力設備漏電調査改修工事において、随意契約理由の記載が見受けられず、完成報告書が提出されていなかった。

鳥羽市契約規則第21条第1項、第38条の規定に基づき、事務処理を適正に行われたい。

(2) 委託契約等事務の適正化について

- ① 鳥羽市放課後児童クラブ管理運営業務委託変更契約において、三重県の最低賃金を下回

る職種が見受けられた。

法令を遵守し、事務処理を適正に行われたい。

② 視覚障害者生活訓練事業において、3月の実績報告書の提出がなかった。

契約内容及び契約金額の変更を要する場合の事務処理を適正に行われたい。

(3) 物品購入等契約事務の適正化について

物品購入において、保育所用として合計10万円以上の消耗品を購入しているが、見積書は1者のみであった。随意契約によるときは2者以上のものから見積書を徴さなければならないとしていることから、1者のみの場合は選定理由を明記されたい。

行政監査結果

本年度は、個人情報管理について、特にデータの管理及び廃棄の状況を確認することに重点を置き監査を実施した。総体としては概ね適正に処理されているものと認められたものの、データ消去を委託して行っている所属については、書面でのデータ消去の確認が望ましい。

また、個人情報の流失によるミスは起こりやすい度合いに比べ、信用失墜の度合いが高いため、慎重に業務を遂行されたい。

7. 監査の所見

本監査により確認された事実をもとに、各課等における事項は考察を加え、下記のとおり所見を述べることとした。各課等の事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し記載を省略した。

今後とも、事務執行にあたる職員一人ひとりが市の公金を扱う職責を十分認識し、より一層の説明責任の向上を目指し、透明性の高い事務処理に努められたい。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの事業の見直しが余儀なくされ、これまでとは全く異なる新たな事業が必要となってきており、市民ニーズを的確に捉え、次代を見越した事業展開に努められたい。

水 道 課

【事務の執行について】

水道事業においては、常に社会的動向などを注視するとともに現時点での良好な経営状況を生かして、今後の経営や、管路等の維持管理について中長期的な展望のもと適切な投資に努める必要がある。

下水道事業においては、令和5年度までの公営企業会計への移行を控え、将来にわたり安定した下水道サービスを維持するため、既存の公営企業組織である水道事業と共通する事務や経営ノウハウの共有などによる業務効率向上も視野に入れ計画的に進められたい。

【所 見】

(1) 業務委託について〔注意事項〕

- ① 下水道施設運転管理包括業務委託において、施行伺に随意契約理由が記載されておらず、業務打合せ簿において、処理・回答欄に発注者の日付、押印が漏れていた。
- ② 鳥羽市水道事業会計・料金システム保守業務委託において、見積書に日付が記載されていなかった。
- ③ 相差浄化センター汚泥収集運搬業務委託において、施行伺の決裁日の日付欄への記載がされておらず、随意契約理由中に年度の誤記が見られた。
記載漏れのないよう適正な事務処理をされたい。

(2) 修繕費について〔注意事項〕

- ① 岩倉水源地1号及び3号取水ポンプ撤去工事において、仲裁合意書が提出されていなかった。
- ② 緊急漏水修理工事において、工事請負契約書に収入印紙が貼付されていないものが見られた。
- ③ 小型量水器改造修理において、請書に収入印紙が貼付されていなかった。
提出・貼付漏れのないよう適正な事務処理をされたい。

(3) 賃貸借及び保守契約について〔注意事項〕

DocuWide 3035MF型の賃貸借及び保守契約において、賃貸契約書及び保守契約書に契約日の記載がなかった。
記載漏れのないよう適正な事務処理をされたい。

消 防 本 部 ・ 署

【事務の執行について】

現庁舎の老朽化と南海トラフ地震等による津波浸水被害に備えるため、「鳥羽市消防庁舎建設基本計画」に基づき庁舎建設整備を進められており、令和2年度の新消防庁舎完成に鑑み、今後の消防体制のあり方について関係各課等と協議を重ねるとともに、総合的な消防力の整備・充実を目指し、安心安全な消防体制の充実への検討を図られたい。

【所 見】

(1) 住宅火災対策について〔努力・要望事項〕

住宅火災報知器の設置率が84%と平成30年度と同様であったことについて、様々な対策を講じてはいるものの目立った解決には至らないとの事であった。今後とも粘り強い啓発活動を望むものである。

(2) 救急対策について〔努力・要望事項〕

救急救命士や女性の救急隊員の確保等において、長期的な観点から広域的な連携を含めた体制についての検討を望むものである。

環 境 課

【事務の執行について】

平成 30 年度末の答志島清掃センターの供用廃止後は、一般廃棄物処理については海上輸送を行い、鳥羽志勢広域連合が運営するやまだエコセンターへ搬入し処理している。市の責任において、支障がでることなく適切に処理するよう要望する。

【所 見】

(1) 業務委託について〔注意事項〕

- ① 鳥羽市清掃センター汚水処理施設汚泥処理処分業務委託において、調査・設計日付の誤りが見受けられた。
- ② 汚泥等収集運搬業務委託において、契約伺と業務委託請書の消費税等の額の期間の相違が見受けられた。
- ③ 自動車騒音常時監視（面的監視）業務委託施行伺において、決裁欄に日付の記載がなかった。

適正な事務処理となるよう注意されたい。

(2) 業務委託について〔検討事項〕

- ① 環境パトロール業務委託において、特記仕様書に記載された安全配慮がされていない部分が見受けられた。
仕様書に基づき、安全に十分配慮するよう指導されたい。
- ② 一般廃棄物収集運搬業務委託等において、入札不調が散見された。
予算の調製の際には、業務量、作業量を調査し、把握したうえで積算されるよう検討されたい。

監査委員事務局

【所 見】

(1) 自己研鑽について〔努力・要望事項〕

監査制度の充実強化のため、監査基準の改正にともない監査の専門性が求められることから、さらに研鑽を積みつつ実効性の高い監査に努められたい。

観 光 課

【事務の執行について】

令和元年度は、第二次鳥羽市観光基本計画に基づく中期アクションプログラムの開始年となったこ

とから、前期アクションプログラムの事業実施の反省点を踏まえた、実りある観光施策の実施に期待するものである。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入湯税の減少や旅行需要の低迷が見受けられるため、事業の効果と内容を精査するとともに需要回復を見据えた誘客促進と受け入れ環境の充実を図り観光産業の進展に努められたい。

【所 見】

(1) 補助金交付事務について〔注意事項〕

鳥羽市・漁業と観光の連携促進事業の補助金交付事務において、中間報告書及び変更承認申請書の提出がされていなかった。

鳥羽市補助金等交付規則に基づき、事業変更があった場合は遅滞なく、事業変更申請書を提出するよう補助対象者への周知・指導に努め、審査等の事務処理については適正に行われたい。

(2) 旅行商品・プロモーション戦略事業について〔注意事項〕

海女ノベルティ（ポストカード）作成業務において、随意契約理由の記載がなかった。

鳥羽市契約規則第21条第1項の規定に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

(3) 補助金交付事務について〔検討事項〕

エコツーリズム推進事業補助金の概算払いにおいて、補助金交付要綱第6条では、補助金の概算払は、当該年度の前期、後期及び事業完了後の3回とするとあるが、1回のみであった。

補助金交付要綱に基づき、事務処理については適正に行うとともに、要綱の見直しを含めた検討をされたい。

(4) 業務委託について〔検討事項〕

鳥羽市バリアフリー観光促進事業において、設計書の仕様に記載がある報告書等の提出がされていないものがあった。

事務処理については適正に行うとともに、課内チェック体制の強化の検討をされたい。

建 設 課

【事務の執行について】

市営住宅入居者の施設入所に伴う退去による空き部屋が増加傾向にあるなか、定住促進住宅として一時入居できるようにするなど多様な活用方法を検討している。今後とも不要になった住宅の解体、跡地の売却も含めて、その有効活用に引き続き努められたい。

【所 見】

(1) 市営住宅使用料の徴収強化について〔努力・要望事項〕

市営住宅使用料の未収金については、電話や文書による催告や納付相談を実施し、滞納の解消に努められているが、収納率の低下が見受けられる。

負担の公平性を図るためにも、他市の事例も調査しながら、なお一層の徴収に努められたい。

健康福祉課

【事務の執行について】

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化等を背景に、地域共生社会の実現に向けた取組が進められてきている。地域共生社会推進事業として、地域の課題を受け止め、全庁的に課題を解決するための体制を構築するため、まちトークを実施し、将来の課題を見据えた解決策を見出す仕組み作りに繋がるよう、今後も引き続き努力されたい。また、この事業は、健康福祉課だけでなく、全庁的な取組として考えていく必要があるため、全職員への周知を徹底されたい。

各診療所における運営管理、人事管理、会計管理等の事務についても概ね適正に処理されているものと認められた。

【所見】

(1) 修繕工事契約事務の適正化について〔注意事項〕

あおぞら保育所厨房給水管修繕工事において、見積書等が提出されていなかった。

鳥羽市契約規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

(2) 委託契約等事務の適正化について〔注意事項〕

① 子ども子育て支援システム 2019 年度法改正（幼児教育無償化）機能追加作業において、契約書第 12 条には、契約目的物納入後、速やかに検査を行うものとするがあるが、検査内容、記録が不明であった。

契約書に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

② 高齢者外出支援車運転業務において、契約書第 5 条第 2 項に定められた、受領書及び借用書が添付されていなかった。

契約書に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

③ いきいきお出かけ券作成業務において、業務施行伺に随意契約理由が見受けられなかった。鳥羽市契約規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

(3) 出勤・休暇管理について〔注意事項〕

週休振替簿の同一週以外の振替分について、25/100 の記載がなく、時間外命令簿との整合性が取れていないものが見受けられた。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 10 条の 2 の規定に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

(4) 委託契約等事務について〔検討事項〕

① ひだまりフェスタ会場設営業務委託において、指名競争入札に付するも入札及び辞退届の提出がなされていない指名業者が見受けられた。

鳥羽市契約規則第 18 条の規定に基づき、契約等の事務処理について適正に行われたい。

② 保健福祉センター消防設備点検業務委託において、消防法施行規則では機器点検は6ヶ月に1回必要とされているが、年2回は実施されているものの、その間隔が短かった。法令を遵守し、適正に確認、指導できるよう体制の検討をされたい。

③ 保健福祉センター自動制御機器保守点検業務委託において、バックアップバッテリーの有効期限経過について指摘されていた。

更新予定がある場合、次年度予算への反映を検討されたい。

(5) 市立診療所の運営体制について〔努力・要望事項〕

離島の診療所の運営体制において、医師のグループ診療の実施に必要となるクラウド型電子カルテの導入を検討中でのことであった。

本事業の実施により、医療運営体制の強化の実現に努められたい。

(6) 生活保護に関する債権管理について〔努力・要望事項〕

回収困難な案件において、平成26年度の会計検査で指摘を受けマニュアルを整備した。整備以前の案件についても、十分な管理が必要であるので、対応に努力されたい。

(7) 地域支え合い体制づくり事業について〔努力・要望事項〕

避難行動要支援者名簿の作成において、自治会に情報を提供する際には、本人の同意を必要とすることから、自治会への提供が進んでいない。

日頃から自治会の中で、協力関係を作るためにも自治会自身で同意をもらい、名簿作成をする環境整備に努力されたい。

農 水 商 工 課

【事務の執行について】

獣害被害による農作物被害は、以前にも増して深刻化しており、ICTを用いた遠隔操作による捕獲システムの導入など対策に取り組まれている。被害額にあらわれない面でも、生産者の意欲を減退させるなど、深刻な悪影響を及ぼしているので、引き続き被害状況等の把握、効果的な防除・捕獲対策に努める必要がある。

また、市の水産振興拠点としての水産研究所の新設により、多分野連携により地域の水産業等の活性化だけでなく、地域生産力や地域経済の向上を目指し事業を推進されることが望まれる。

【所 見】

(1) 委託等契約事務の適正化について〔注意事項〕

① 有害鳥獣駆除業務委託において、完成報告書が提出されていなかった。

鳥羽市契約規則第38条に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

② ため池浸水想定区域図作成業務委託において、予定価格作成省略時の適応条項に記載誤りが見受けられた。

鳥羽市契約規則第24条の規定に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

③ 桃取里山整備業務において、変更施工何等の日付に記載誤りや記入漏れが見受けられた。
適正な事務処理となるよう注意されたい。

(2) 工事請負契約事務の適正化について〔注意事項〕

鳥羽市水産研究所新築工事、菅島漁港浮棧橋舗装改良工事において、変更契約何等の日付に記載誤りが見受けられた。

適正な事務処理となるよう注意されたい。

(3) 補助金交付事務の適正化について〔検討事項〕

補助金の概算払において、精算がされていないものが見受けられた。

会計規則第 42 条の規定に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

市 民 課

【事務の執行について】

市民の自主的・主体的な取組を支援する事業、協働のための人材を育成するための事業などを実施し、市民の交流する場の創出や、人とのつながりと地域への関わりについて考える機会の提供などに取り組まれているが、今後も地域の活性化に向け、地域と連携を行い更なる協働推進に取り組むことが望まれる。

国民健康保険事業については、平成 30 年度から財政の県一元化が実施され、新たに保険者努力・保険者取組支援制度によるインセンティブが付され、一層の医療費抑制への取組が求められる中、引き続き市民の健康に寄与できるよう安定的な運営に努める必要がある。

各連絡所における運営管理、人事管理、会計管理等の事務についても概ね適正に処理されているものと認められた。

【所 見】

(1) 委託契約業務の適正化について〔注意事項〕

人権講演会開催業務、神島総合開発センター消防点検設備保守点検業務等において、随意契約理由が未記載であった。

鳥羽市契約規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

(2) 委託契約業務の適正化について〔検討事項〕

答志コミュニティセンター管理運営業務において、収入より支出が上回る事業報告書が提出されていた。

適正な管理運営が行われるよう検討されたい。

会 計 課

【事務の執行について】

会計課は、法令等に則り、公金の審査支払・収納事務等、適正な事務執行に努められている。各課等への指導では、会計事務の適正化を図るため、会計規則に基づき適正な事務執行をされるよう努められたい。

【所 見】

(1) 会計事務の適正化について〔努力・要望事項〕

- ① 各課等より提出される伝票は依然としてミスが多く審査がスムーズにいかないとのことであった。

地方自治法を基軸とした研修体制の充実を図り、適正な事務処理となるよう今後においても、よりきめ細かな指導に努められたい。

- ② 収納代理金融機関への検査について、行っていないとのことだった。

地方自治法施行令第 168 条の 4 の規定に基づき、早期実施に努められたい。

議 会 事 務 局

【事務の執行について】

議会中継等のインターネット配信やケーブルテレビでの放送は、平成 22 年度より多くの自治体に先駆けて、実施されているものの導入して 10 年が経過し、システムの不具合が見受けられる。議会活性化の面からもシステムの更新について、検討されたい。

【所 見】

(1) 委託契約業務の適正化について〔努力・要望事項〕

会議録検索システムデータ作成業務において、データの引き渡しに遅延が見受けられた。適正な会議録のチェック体制の構築に努力されたい。

税 務 課

【事務の執行について】

市税の収納率は前年度から 0.7 ポイント向上し 95.3%となり、毎年向上していることから、職員の努力がうかがえる。しかし、県内 14 市中、昨年同様 12 位と依然低い水準にあることから、今後引き続き徴収強化の取組を推進されたい。

【所 見】

(1) 委託契約業務の適正化について〔注意事項〕

業務委託契約施行伺において、決裁日の記載漏れが見受けられた。適正な事務処理となるよう注意されたい。

定期船課

【事務の執行について】

定期航路事業の収支状況は、人口減少の影響による旅客収入の減少や船舶の維持経費の増加により厳しい状況が続いている。今後とも、安全運航を最優先に考慮し、旅客収入の減少を抑制するため観光客等の利用拡大を図ると共に利便性の向上と経営改善に向けた取組を引き続き進められたい。

【所見】

(1) 契約事務の適正化について〔注意事項〕

- ① 中之郷棧橋修繕工事において、設計金額より契約金額が千円未満の端数の部分であるが、高額な事案が見受けられた。

適正な事務処理をされるよう注意されたい。

- ② 工事施行伺について、随意契約理由及び決裁日の記載漏れが散見された。

地方自治法施行令及び鳥羽市契約規則に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

(2) 委託契約業務の適正化について〔検討事項〕

無線保守点検業務委託において、船舶無線は昭和57年度に購入から38年が経過し、保守用機材の調達も困難となっていることから、買い替えを検討されたい。

(3) 航路収益の確保について〔努力・要望事項〕

離島住民以外の利用者の利便性向上にも着目し、今後ともパンフレットの活用や周遊券の利用促進を図られたい。

教育委員会事務局

【事務の執行について】

統廃合については、その地域とよく話し合い、統合以外にも様々な方向性を模索しつつ、子どもたちのためになるとともに、地域の今後の発展に繋がるよう総合的に考えていただききたい。

学校施設については、施設数が多いことから維持管理や修繕、改修など学校環境整備の充実が山積するところである。個別施設毎の長寿命化計画等の策定を進め、計画性をもって施設を良好な状態に保つことを心がけていただききたい。

総務課

【所見】

(1) 補助金交付事務の適正化について〔注意事項〕

幼稚園給食費補助金交付業務において、債権者欄に保護者名が記載されていた。

債権者は、保護者より委任を受けた園長となるため、適正な事務処理となるよう注意されたい。

(2) 契約事務の適正化について〔注意事項〕

施行伺について、決裁日の記載漏れが散見された。

適正な事務処理となるよう注意されたい。

(3) 委託契約業務の適正化について〔検討事項〕

① スクールバス運転業務委託3件において、いずれも入札不調となったことから、予算の調製の際には、事業の内容、実績を把握したうえで積算されるよう検討されたい。

② 鳥羽市内教育施設消防設備点検業務委託において、自動火災報知機、誘導灯、消火器に不良が多く見受けられたことから、速やかに改修するよう検討していただきたい。

学 校 教 育 課

【所 見】

(1) 補助金交付事務の適正化について〔注意事項〕

寝屋子の島留学事業において、当初の事業内容と完了時の事業内容が相違しているにもかかわらず、変更申請手続き及び決定に係る事務がなされていなかった。

補助金要綱に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

(2) 委託契約業務の適正化について〔注意事項〕

① 鳥羽市学校給食配送者運転業務委託において、施行伺が作成されておらず、契約書の契約日が、入札日以前であり、履行期限は契約伺と相違していた。

② 中央共同調理場プロパンガス単価契約において、契約伺の起案日が、入札日以前となっていた。

③ 菅島小学校給食調理業務委託において、契約伺の契約日及び履行期限が、契約書の契約日及び委託期間と相違していた。

④ 神島小・中学校給食調理業務委託において、契約伺の契約日及び履行期限が、契約書の契約日及び委託期間と相違していた。

⑤ 答志共同調理場学校給食調理業務委託において、契約伺の契約日及び履行期限が、契約書の契約日及び委託期間と相違していた。

⑥ 個人賠償責任保険（学校賠償総合プラン）において、契約伺に記載すべき金額が税抜き金額であるところ税込み金額を記載していた。

⑦ ストレスチェック業務委託において、随意契約理由の適用条項を鳥羽市契約規則第21条第1項第2号と記載すべきところ第1号と記載していた。

⑧ 寝屋子の島留学情報発信業務（情報誌広告掲載）において、納品書及び完成報告書の提出を求めることなく、情報誌の納品で完結していた。

⑨ ピアノ調律契約において、業務内容報告書が提出されていない。

- ⑩ 英語検定ジュニア版ブロンズ（単価契約）において、施行伺が未作成となっていた。
- ⑪ その他、施行伺に決裁日が記載されていない事案が 31 件、随意契約理由が記載されていない事案が 5 件見受けられた。
適正な事務処理となるよう注意されたい。

生涯学習課

【所見】

（1）委託契約業務の適正化について〔注意事項〕

- ① 図書館清掃業務委託において、初度及び再度の入札に付すも落札者がなく、最低価格提示者と随意契約を行っているが、入札の結果報告と、最低価格提示者との随意契約を兼ねた契約伺となっており、契約相手方を「落札者」と表記するなど不適切な表現となっていた。

契約の内容に応じた適切な表現を用い、適正な事務処理となるよう注意されたい。

- ② 運動施設指定管理業務委託において、指定管理業務総合評価表に利用者への調査の欄が B 判定となっているものが見受けられた。

指定管理制度モニタリングマニュアルに基づき、利用者満足度調査を実施し、運用の徹底を図るよう指導されたい。

- ③ 施行伺について、決裁日の記載漏れが散見された。

適正な事務処理となるよう注意されたい。

（2）補助金交付事務の適正化について〔検討事項〕

- ① 社会教育団体等補助金において、概算払に対し、実績報告をもって精算とみなしていた。
会計規則第 42 条の規定に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。
- ② ジュニアスポーツ支援事業（鳥羽市レスリング協会）において、補助対象に必要な領収書の提出がされていなかった。

ジュニアスポーツ支援事業補助基準に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

- ③ 鳥羽市スポーツ少年団事業補助金において、要綱で定められた額を超えた補助金の支給が見受けられた。

補助金要綱に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

総務課

【事務の執行について】

個人情報管理について、庁内ネットワークの管理をしている主管課として、ファイルサーバーに重要なものを保管して、特定の職員しかアクセスできないような状態で管理をしている所属が多いことから、全体のセキュリティにも目を配っていただきたい。

また、ハードディスクドライブについて、パソコンの買い替え時の廃棄のことにも目を配り、委託先で契約が守られなかったというようなことのないよう、情報の主管課として全庁的な立場から見ていただきたい。

【所 見】

(1) 補助金交付事務の適正化について〔注意事項〕

自治会連合会防犯灯整備事業補助金の概算払において、精算がされていないものが見受けられた。

会計規則第 42 条の規定に基づき、適正な事務処理となるよう注意されたい。

選 挙 管 理 委 員 会

【事務の執行について】

選挙管理委員会は、選挙の管理執行にあたるほか、平時を含めて明るい選挙の推進に努められている。起案等については、担当者が少ないことから事務やチェック体制について検討されたい。

企 画 財 政 課

【事務の執行について】

効率的・効果的な行財政運営については、緊急時の財政出動を見据えた弾力的な財政基盤を構築するため、関係各課等と連携し類似・関連事業との統合も含め、事業のスクラップ&ビルドのできる体制改善を進められたい。

移住定住については、移住者の定着のために、仕事の創出や法令範囲内での優先発注の仕組みづくりなどの工夫を行うことも考慮して頂きたい。

【所 見】

(1) 補助金交付事務の適正化について〔検討事項〕

全国離島振興鳥羽協議会の補助事業等実績報告書において、収入から支出を差し引いた残高を次年度に繰越すと記載されているが、鳥羽市補助金交付決定通知書には、対象事業は交付決定のあった同一年度内に完了することとされている。

協議会の収支実績だけでなく、対象事業に係る部分の収支実績を明記するよう検討されたい。